



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 経営総務室長 小沢 幸雄

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社、子会社および関連会社の役員および従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の当社第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を必要とする理由

当社、子会社および関連会社の業績向上へのインセンティブを高め、株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることおよび優秀な人材の確保を目的として、以下2に定めるとおり、当社、子会社および関連会社の役員および従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容、払込金額および数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

929個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

ただし、当社が普通株式の分割、株式無償割当てまたは併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式9万2,900株を本定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

(3) 本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みは要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株あたりの金銭の額を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成19年7月1日から平成20年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、子会社または関連会社の役員または従業員として在籍していることを要する。

ただし、権利行使時において在籍していない場合といえども、退任もしくは退職の日の翌日の2年後の応答日までの期間に限り、権利を行使することができる。

新株予約権割当てを受けた者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。ただし、相続後、権利を行使する前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の新株予約権行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとし、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案あるいは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が(7)の 又は に定める条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合も同様とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権の割当てを受けた者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年6月23日開催予定の当社第44回定時株主総会において「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上